

# 風土記 一一 題

黄泉坂・比治真奈井考

中 村 宗 彦

はじめに

一般に文献記載の古伝承を解釈するに当っては、「その文辭の正確な把握及び潤色箇所分析による原形への復元」を第一義とするが、次いでこれに関する史料や地理的条件との整合度を吟味し、先の解釈の妥当性・伝承の信憑性を確かめる手続が必要であらう。そして、もし伝承（解釈）と史料・地理的条件との間に矛盾やずれがあれば、それを手がりとして解釈の訂正や、伝承の發生、變形・訛伝過程の推定が可能な場合もある。風土記のように本文に脱誤や作爲の存する対象については、このような両面からの考察を綜合する必要は大きい。

以下、風土記中で解釈に疑問の存する黄泉坂（出雲）比治真奈井（逸文丹後）の二条について若干の私見を提出してみたい。（なお、風土記の引用文は、秋本吉郎氏校注、岩波・日本古典文学大系『風土記』により、数字はその所出頁数を示すこととする。その他、引用文の傍線・傍点はすべて筆者による。）

出雲大社駅から東北へ山間をパスで分け入ること約半時間で、平

田市の西北端、猪目海岸に出る。出雲風土記にいう宇賀郷に属し、杵築崎（日御碕）の東に当る。角川版日本地名大辞典の説明によると、

猪目、猪目川が地内のほぼ中央を北流する地域。北部は日本海に接し、湾口東に岩が二つあり、この岩が猪の目に似ているので名付けられたという。（雲陽志）ほとんどが山あいの地。

と記される。出雲風土記の原文は次の通りである。

宇賀郷 郡家正北一十七里廿五步。所造天下大神命、聘坐神魂命御子綾門日女命。爾時女神不肯、逃隱之時、大神伺求給所、是則此郷也。故云宇賀。即北海有磯。名なづみ磯。高一丈許、上生し松、芸し至磯。里人之朝夕如いそ往来。又木枝人之如攀引。自磯西方有窟戸。高広各六尺許。窟内有穴。人不得入。不知深淺也。夢至此磯窟之辺者必死。故俗人自古至今、号黄泉之坂・黄泉之穴也。（182）

この黄泉穴に猪目西海岸の洞窟を比定するのが現在の定説で、再び角川・地名大辞典の説明を引けば、

黄泉穴、この穴は現在の平田市猪目町の猪目洞窟と呼ばれる海食を受けてできた洞窟にあたる。昭和十五年頃は崖崩れの土砂で穴口は高さ1m、幅2mばかりの楕円形をなし、穴から石を転がし入れる

と共鳴しながら転入したが、その後土砂を取るようになってから変形した。同廿三年に港修築の際にこの穴から縄文・古墳期の考古資料や人骨十数体、副葬品が発掘され、「古風土記」にいう黄泉穴とされた。穴口は現在では崩れ、高さ12m、幅36mの石を斜辺とした直角三角形で、奥へ行くに従って小さくなり、37mに及ぶ漏斗状を成している。この穴口から33mの斜面が黄泉の坂に当る。猪目洞窟からの出土品は大社町公民館の收藏庫に収められ、展示されている。⑥という。なお「風土記」（社会思想社）における山本清氏の解説が詳しい。

ところで右の文の傍線箇所は広く諸家の従っておられる解釈であるが、原文の「此礫窟」を受けて「号黄泉之坂・黄泉之穴」とある記載に従う限り、黄泉之坂は明らかに「有礫、高一丈許、上生松云々」とある礫を指すとしなければならぬ。(第一、原文によれば、広さ六尺の窟内のすぐ奥が深さ浅さを知らない穴であるから、33mもの斜面を当時認め得たはずがない。)後藤蔵四郎氏の説明される「猪目の浜から一町ばかりの距離に今ゲンザガ鼻といふ岩がある。」のが礫に相当する。「高さは一丈ばかり、上には松がある」ところの礫が正しく黄泉泉坂に当ると考えられる。この古代からの死体遺棄(埋葬)場としての洞窟に通ずる径がやがて黄泉国への坂と考えられ、かかる伝承を生んだのであろうが、問題はこの礫窟の文の解釈にある。

高一丈許上生<sup>A</sup>松<sup>B</sup>至<sup>C</sup>礫里人之朝夕如往来  
右の、諸本の異同は、

A 生 坐 (風土記鈔甲本、倉野氏本)  
生 (萬葉緯本)

B 芸 芸 (風土記鈔甲本、倉野氏本、日御碕本)

菜 (風土記鈔乙本、萬葉緯本)

C 里 里 (風土記鈔甲本、倉野氏本)

邑 (出雲風土記解本)

里 (萬葉緯本) (以上、田中卓氏校訂出雲国風土記による。)

このうち、A・坐はほぼ生に誤りはないであろうから問題とすべき異同はB・Cに限られる。諸家の代表的な訓・解は次の通りである。

⑦ 上生<sup>三</sup>松菜。至<sup>三</sup>礫里人之朝夕如<sup>三</sup>往来<sup>一</sup>。

菜至礫里の四字はまだ明らかではない。

(後藤蔵四郎 出雲国風土記考証)

⑧ 上生<sup>三</sup>松木<sup>三</sup>芸<sup>三</sup>。至<sup>三</sup>礫邑人之朝夕如<sup>三</sup>往来<sup>一</sup>。

上に松の木生ひ芸れり、礫に至れば邑人の朝に夕に往通へるが如し。

(栗田寛 標注古風土記)

⑨ 上生<sup>三</sup>松茂。至<sup>三</sup>礫里人之朝夕如<sup>三</sup>往来<sup>一</sup>。

上に松生ひて茂る。礫に至る里人の朝夕往来するが如し。

(田中卓氏 出雲国風土記の研究)

⑩ 上生<sup>三</sup>松、芸<sup>三</sup>至<sup>三</sup>礫。里人之朝夕如<sup>三</sup>往来<sup>一</sup>。

上に松生ひ、芸りて礫に至る。里人の朝夕に往来へるが如く、

(秋本吉郎氏 岩波日本古典文学大系)

⑪ 上生<sup>三</sup>松芸、至<sup>三</sup>礫里人之朝夕如<sup>三</sup>往来<sup>一</sup>。

上に松生ひて芸り、礫に至る里人の朝夕往来へるが如く、

要するに、「上生松 B 至礪 C 人之朝夕如往来」の B、C 箇所にどの字を填めて解釈するかである。そして、字義・字形からの考察と、文脈・句切れの面からの考察は表裏の關係であるから、まず句切れの方向から検討する。

(一) 初句は、「上生松 B」の四字句か、「上生松」の三字句でなければならぬ。ところが四字句とすると B には松と熟する、様態を表わす名詞が位置しなければならぬ。出雲風土記の、有松林(116、150)松叢生(196)松繁多矣(198)松林茂繁(212)の諸文例中、これに適するのは、「松林」のみである。(上記(一)の読解文中、松菜は論外で、他の「生松茂(至志)」の、松生ひて茂る(至去)という訓みは、変体漢文としても不自然で他に例をみない。句法上、松茂生とあるのが自然であろう。第一、芸をしげるに用いる例はないから(二)の訓みは成立しない。)ところが「松林」にしても、高さ一丈余に過ぎない礪に松林が生ずる余地もなく、實際、数株の低い松が群生するだけであるから実態にも適さない。仮に松林だとしても、次の、至礪里人云々の句と意味が繋がらない。結局、この松に続く B 字が考えられない以上、「上生松」の三字句と見なさざるを得ない。

(二) 上生松、B 至礪 C 人之朝夕如往来。

次に B 至礪以下の句について考えれば、B 至礪の三字を下文に続けると、一休何が朝夕礪に至る人の往来する如く見えるのか、主体が明確でなくなるから、これも B 至礪の三字を以て句切れべき

である。

(三) 上生松、B 至礪、C 人之朝夕如往来

C 字について先に検討すれば、邑・里二字は語義相近く、解釈にさほど影響しないから、仮に里に従っておくこととする。ただ、後藤氏の、死人とする説(大系脚注による)は頗る興味を引くが、今はしばらくその可能性を存するに留めたい。

(四) 上生松、B 至礪、里人之朝夕如往来

ここで填められるべき B 字の条件を次に規定する。仮にこの B 字を X と置き換えよう。

(1) X は、「礪に至る」もの主体であり、名詞。

(2) その X は、移動もしくは経過し得る何かである。

(3) その X が礪に至れば、「里(邑)人の朝夕に往来した如く見えなければならぬ。

この X に適合し、かつ諸本の芸・又は菜に字形の近似する字は今のところ残念乍ら見出せない。ただ類義の字を求めれば、恐らく覺(あしおと)迹・迹(あしあと)徑(こみち)等の延長上にある語であろう。「人に似て人でなく、しかもそれが海辺の礪に移動・経過してゆくとすればこれしか考えられないからである。意義的には迹が最もこれに近いであろう。

上生松、迹?至礪、里人之朝夕如往来。

字形面の難点を留保するが、以上によって、「平常、人の通るはずのない、礪に通ずる山間に、踏み馴らされたあとがあり、(もしくは足音が聞えたり)あたかも朝夕里人が往き通っているようである。しかもその不吉な礪に、誰かが繋ぎ登ったかの如く、松の枝が

引き扱められている」といふ、生々しい畏怖感がこの伝承であると解釈する。

〔「羽後飛鳥図誌」の記す所によれば、此島でも絶壁で遮られた礫山のおなたに海辺ながら賽の河原といふ地があつて、同じく石地蔵を祭り、石積みいしづみの神怪を説いて居るさうである。岡を越えてそこへ行く路の曲り角に在る家では、毎に夜深く此坂を登つて行く人の足音を聴いて、村に新仏の出来たことを知る習ひであつたといふ。それも僅かに三四十年前の話であつた。〕—柳田国男「葬制の沿革について」—

また同じ出雲国加賀の旧澁戸しずほの、洞窟内の小児の供養塔の付近の砂上に、夜毎印される亡児の足跡の伝説も想起される。

こう解釈することによつて、この黄泉之坂の不吉な描写が、次の黄泉之穴の、「人不得入、不知深淺也」といふ神秘的な句と相応じ、「夢至此磯窟之辺者必死」といふ凶々しい伝えで結ばれる構成が理解される。この点、後藤氏がB字に死を補われ、「死人の朝夕往來するが如し」と訓まれたり、内山真竜がその「出雲風土記解」で、「黄泉の穴へ死たる人の行きま、目には見えねど、往來する如くに道馴れ、木枝も攀引たる如くたわみたるなり」と述べたのは、文辭分析を経ないままで、原伝承の意味するところを鋭く直観していたとみるべきである。

その、かつての黄泉坂には今も数本の松が疎らに生え、上にはいつからとも知れない小祠がある。その磯に沿つて鷺浜に通ずる幅広い海岸道路が開かれたが、それにかぶさるような岩壁の下、猪目洞窟が薄暗い裂目をのぞかせてみえる。風土記の昔に變らぬ寂しい宇

賀の海辺であるがもはや黄泉国を偲ばせる伝承の痕跡も残らない。東方の、海蝕された、猪の目に似た巖窟が何となく無気味で、夜の海上に赤く瞬く鳥賊釣船の漁火が目に見えやうであった。

## 二

記録文辭と地理的条件との乖離については、伝説の本拠が丹後半島東岸の目置里筒川か西岸の網野かをめぐつて見解の分れる浦嶋子説話（逸文丹後風土記）がある。

水江は必定網野にして筒川にあらず。筒川に江湾の名のつくべきなし。蓋浦嶋子は筒川、網野の兩地に來往せし人なるべければ、兩地に其事を係くるのみ。（吉田東伍博士・大日本地名辭典に代表されるように地勢上から後者網野を支持される説に対し、史料的に前者筒川を主張される説が依然として対立し、今日なおいずれとも決し難い。確かに網野は浅茂川の入江の水が澄み、渺茫たる海原に面する砂浜が続いて「海中遠遠の島に往來する」嶋子居住の地たるイメージにふさわしい。一方筒川は「江湾の名つくべきものなく」、浦嶋子を祀るとされる宇良神社も海岸より山並を隔てた内陸にあって伝説發生の基盤を疑わせるが、「風土記」及び「日本書紀」記載の筒（管川）の記載は嚴然として動かし得ない。兩者の矛盾は結局、吉田氏の言われる「浦嶋子が兩地を往來した」とする点首肯し難いが、ある島子を実在とする上、兩地を來往したとする点首肯し難いが、あるいは伝説の保持者（目下部首）の勢力の移動もしくは他の原因により伝説發生の地たる網野から筒川へ持去られたものと説明する以外に当面の説明は困難であらう。同様の地理的条件と文辭との乖離の

問題は同風土記の著名な比治真奈井の羽衣説話にも存する。網野から峰山に入り、鱒留川に沿う久美浜街道を南下し二箇で右に折れて式内社比沼真奈為神社に詣でる。「雄略天皇二十一年丁巳、天照大神倭姫の御夢に誨しあり、丹波比治の真奈井に坐す御饌都神等由氣大神を伊勢に祭られんことを欲す云々」(止由氣宮儀式帳等)と記され、比治山麓の字久次、小字宮谷にあり、豊受大神を奉祀する。ところで風土記(古事記裏書)には次のような説話を伝える。

丹後国丹波郡那家西北隅方有比治里。此里比治山頂有井。其名云真奈井。今既成沼。此井天女八人降来浴水。于時有老夫婦。其名曰和奈佐老夫和奈佐老婦。此老等至此井而竊取藏天女一人衣袋。

ここで天女は止むなく地上に留まり老夫婦の子となる。その醸酒の技術によって老夫婦は大いに富むが、後其の家から放逐されたので天女は帰るすべなく空を仰いで悲嘆する。

天の原振りさけ見れば霞立ち家路まどひて行方知らずも更に流浪して

至荒塩村、亦至丹波里哭木村、抛楓木而哭。故云哭木村。後至竹野郡船木里奈具村即謂村人等云、此処我心成奈具志久。乃留居此村。斯所謂竹野郡奈具社坐豊宇賀能売命也。(48)

という奈具社の縁起で終る。ところで「那家西北隅方」については、比治峰山の西南に当るから、北は南の単純ミスとして訂すべきであろう。

次に、この変形された羽衣説話には数層の複合が考えられている。

#### A 殺神の降臨

崇神天皇卅九歳、天照大神遷幸俱波之吉佐宮。今止由氣之皇太神結幽契、天降居。二神合明齊德居焉。豊宇賀能売命、生五殺、而善為醸酒、奉御饗。(略)即起樹神離於魚井原、秘黄金種代、(丹波)道主貫、八小童、天日起命、豊宇賀能売命、奉御饗(奉齋焉)。(豊受皇太神御鎮座本記)

豊宇可之売命、常居稻椋山、而以山為厨之膳処、後有事故、不可得已、遂遷於丹波国比遲乃麻奈葦。(古事記裏書所引撰津風土記)

「御鎮座本記」の成立年代は明らかではないが、その中で止由氣之皇太神(豊受皇太神)と豊宇賀能売命を別神とするのは、もと天照大神の御饗津神たる豊受皇太神を天照大神と同格としようとする意向から出た作爲とみられ、豊受皇太神即豊宇賀能売命であろう。撰津風土記ではもと撰津稻椋山に坐した豊宇賀之売命が後に丹波に移ったと記すが「御鎮座本記」では天から降居したと記す。「倭姫命世記」も止由氣大神が丹波国与佐之小見比沼之魚井原に降ったとするから、もともと、殺神(豊受皇太神)が天から降臨したとする根強い伝承が存したのであろう。なお「御鎮座本記」で八小童が御饗等に奉仕したというのは八人の天女との類縁を思わせる。

#### B 羽衣(白鳥処女)説話

逸文近江国風土記に伝える伊香小汀の白鳥処女説話と同根で、羽衣を隠された天人は止むなく人と結婚したが、後隠された羽衣を捜し取り昇天したという、より本系に近い説話であったはずで、恐らく若狹・丹波に居住した渡来人の伝えた外来説話であったであろう。

C 渡来人の集団の、生活苦難の体験からの変形。あるいは貴種流離譚の型による変形。

神田秀夫氏の説かれるような「竹野郡奈良社の白鳥処女説話は天之日矛の団の丹後を経過した前後の、畢竟生活の苦難の体験から創造されたものが、これに接触した日本人によって伝承されたものであると考える。「帰れなくなった外来者を作者と見なすとき、この奈良社に祭られた天女の話ははじめて真に生きてくる。」(天日矛)文化の教師でもあった渡来人の苦難の体験が本来の白鳥説話を変形させているとする。あるいは折口信夫氏の「貴種流離譚」の型の一つとみることも可能であろう。

よって簡単に図式化してみると、

A 固有の、殺神の降臨伝承の「基盤」

B 外来の、羽衣説話の「受容」

C 渡来人の現実の生活体験・または貴種流離譚による「変形」という三層の重合の上にこの比治真奈井の羽衣説話が成立したものと考える。

そこでこの伝承の地理的条件を吟味すれば、第一に問題となるのが天女の降ったとする比治真奈井の所在の山を何処に宛てるかである。

比治山(菱山・一名咩石岳、現久次嶽)とする地名大辞典等の説  
に對し、

足占山(一名磯砂山・661m)をこれとする別説がある。鱒留川を隔て、東南の巔に聳えて航海の目標ともなったという山であるが、地名大辞典はこれを「近時世に流布する偽作風土記の所伝」とす

る。しかし「丹後の昔話」(日本放送協会)「京都の歴史散歩」(山川出版)等案内書の類もこの磯砂山とするのが多い。しかし原初伝承に関する限り、「比治里、此里比治山頂」や比遲乃麻奈葦(撰津風土記)比治真奈井(止由気宮儀式帳)の記載からしても現称の比治山に比定する大勢は動かない。かつ本文の「于時其家豊、土形富」とあるのは耕田が開け灌漑の発達した鱒留川に沿う里についての伝承であろうから、この点からも磯砂山は条件にそぐわない。

(なお土形とは秋木氏頭注では「泥濘の意。水に乏しい山地の特殊な農耕適地をいう。」とされるが、土地豊沃、土体豊沃(192)土体色黒(199)の例からも、もともと土地の形体の義で、それが莫大な財によって豊かな収穫をあげるように改良されたというのが「土形富」の意味であろう。でなければ、「其家豊、土形富」という対義をなし難い。そしてこの水利に便な地をヒジカタと称したものとす  
る。)

第二の問題として、

此里比治山頂有井、其名云真奈井、今既成沼

という、少なからず奇異の念を抱かせる記事である。山頂に井のあることも稀であろうが、その井が更に沼となるという事は殆ど理解の外にある。(そもそも羽衣説話自体が奇異であるといえようが、しかしこの比治山の記述は事実に沿って語られているはずである。)

吉田氏の地名大辞典に、大八洲雜誌の紀行文を引いて「其山(比治山)に真奈井の水ありといへども、今はさるさまの井も見えず。風土記にも頂に井あり其名をまなるといふ。今既に沼となり、此井に天女八人降り来り、水を浴すとあれば、そのかみ早く沼となりて

浅しにやあらん。さて又此比治を比沼とも古書にとりどりにあれど、いづれを誤とも定がたし(略)からくして頂に至れば小松あるひは荆棘生茂りて何もなし(云々)(以上明治三十年の頃飯田氏の紀行に見ゆる説なり——中郡昨岡神社の項)と記している。現在登ってみても、ただこの記事を追認するだけのことであったが、思うに山頂の井・沼の記載は次のような事情に由来しているであらう。

そもそも真名井とは、太神宮諸雜事記・倭姫世記に真井原ともあることから、元々山頂にあった井とは考えられないし、天から降り来た天女の浴する井泉も山頂にあることを必要としない。(伊香小汀の例)更に、穀神信仰とこの真奈井が結びついているならば、なおのこと山頂にあるべき井ではない。(二箇村に、豊受大神がはじめて稲を植えられたという月輪田があり、又最初に稲穂を浸された霊井という清水戸(稲穂漬井又は苗代水ともいう)が苗代村にある。)ただ神々(豊受太神)の降臨する場所としては山頂であることが必須であったから、A・B両形の重合であるこの説話は結局、山頂の井として語られねばならなかった。いわばこの説話が編成される過程にあつての無意識的な操作の産物がこの「山頂の井」という表現ではなかつたらうか。第三に、「その井が今は沼となつた」という記述であるが、無意味にかかる句が挿入されているとは考えられないから、恐らく当時の地形の変動が記録されているものとは解する。山腹若しくは山麓にあつたはずの神を祀る神聖な井、比治真奈井が当時既に沼となつていたという実態である。その例証となるのが比治麻奈為社について治・沼両様の表記である。今、諸史料の記載を確かめる。

・治と記すもの

比治麻奈為社(延喜式神名帳武田祐吉氏蔵本、及び神宮雜例集)・沼と記すもの

比沼麻奈為社(延喜式神名帳の武田氏蔵本を除く諸本、神祇史料)丹波国与佐之小見比沼之魚井原坐(豊受皇太神鎮坐本記、倭姫世記。なお「止由氣宮儀式帳の諸本は沼・治両様であるが「外宮儀式解本」では沼を正しいと記す。)

而して撰津風土記「比遲乃麻奈弄」に徴しても、当初治であつたことは疑うべくもない。また、治・沼はすこぶる誤写し易く、風土記中にもその例がみえる。(倉野氏本宇乃治比古命を、鈔本・万葉緯本沼に作る。出雲168)この比沼麻奈為社について大系頭注69・九)で「沼は治の誤」とするが單なる紙上の誤写が、かかる由緒ある社名、地名にまで勢力を及ぼし得るものか、たとえ一旦比沼と誤伝したとしても付近地名に比治が定着している以上容易に比治に復元し得たであらうのに敢て比沼の表記を堅持せしめた要因は何か、やはりここに、実際に沼があり、後その沼が漸次干拓されていった実態があつたと解釈すべきであらう。(井の表記が為字に變えられたのも、沼と井との重複表記を避けた為であらう。)

要するに風土記の伝える「比治山頂有井、其名云真奈井、今既成沼」の記事は、山頂とある作為を除けば、正しく当時の地勢の実態を反映していると考ええる。吉田東伍氏の「蓋比沼は泉井の涸れて(謂ゆる度会に移されて)後の名にして真井を古名とす」(地名大辞典比沼麻奈為社)の記述は比沼に干た沼の語感を認めておられるようであるし、水野祐氏も、「比治山の頂に真奈井という霊井があ

り、当時そこは沼となっていたという。式内社の比沼麻奈為神社と  
いうのはこの沼に因んだ社名であろう。「倭姫命世記」に比治が比  
沼と書かれているのは、この伝説にもとづく地名であろう。」と述  
べられる。(ただ私見はこれを伝説とはしないで、これを事実に基づ  
くとする。)再び地名大辞典に拠るが、比沼麻奈為社の存する神戸郷  
の北に新治郷とあり、「大八洲雜誌云、田代村、稻代谷といふもあ  
りここは豊宇気大神をいにしへ祭りし処なりと云伝ふ。大神の御田  
の稻種をひたしし処なりとて井あり、そこに苗代田と云ふが今もあ  
りて」云々と記す。この鱒留川流域に早くから井泉が湧き、農耕が  
開け、殺神信仰が成長していった有様がうかがえる。もちろん沼沢  
も散在していたことであろう。(実際、この比治山麓は峻しい山々  
から流れ出た鱒留川の枝川が合流して沼沢を作り易い地形である。)   
故に、かつての比治真奈井も鬱蒼たる森林に囲まれた比治山麓、比  
沼麻奈為の古社の近くに存したものと推定する。ただそれが天女ニ  
殺神の降臨という説話に組み込まれてその所在を山頂に移して語ら  
れたに過ぎないであろう。

以上、「比治山頂有井云々」の一見理解し難い表現を通じて、説  
話の基盤としての殺神降臨の原伝承の存在、及び「今既成沼」には  
当時の地形の実態が反映していることを論じたつもりである。この  
鱒留川流域の、帯状の狭いながら豊かな沃土の上に培われた殺神信  
仰の基盤の上に、いつの頃からか羽衣説話が持ち運ばれ、これと習  
合したが、もともと基盤の弱いこの説話は、当初の比治の地を離れ  
て現に伝えられるような磯砂山やその麓鱒留の乙女神社に移ってゆ  
く。説話の舞台移動の実例の一つとして参考すべきであろう。そして

今もなおこの貴種流離に似た、漂泊の天女の悲劇に心を惹かれて、  
この比治・鱒留の天女の里を訪れる女子大生が毎年跡を絶たない。

以上は風土記の文辞と地理的条件とのかかり合いを考察した拙  
い論考である。一応の問題は提示した積りであるが見落しの多い点  
ご教示を得られれば幸甚である。なお原題は風土記三題として神島  
(播磨・揖保郡)について触れる予定であったが紙数の都合上省略  
した。終りに、比沼麻奈為社について種々教示頂いた宮司中沢起一  
郎氏に紙上を借りて御礼申し上げる。

注① この解説は大筋、加藤義成氏「出雲風土記参究」に拠った  
ものと思われる。

② 同書の、「出雲風土記、五、黄泉の穴」(209~216 p.)更に  
同書森浩一氏「風土記と考古学」(109~111 p.)その他、「全  
国史跡総覧」西日本篇など解説が多い。なおこの地は、「猪  
目洞窟遺物包含層」として国史跡に指定。

③ 後藤蔵四郎氏「考証」や加藤義成氏「参究」その他、「風  
土記」中の山本清氏、森浩一氏等の論。

④ 後藤氏は「黄泉の坂」ともいはれるものは、海際から窟の  
口までの間をいふ。(考証)とされるが、海際の窟の口をわ  
ざわざと、坂と名づけるとは考えられない。西郷信綱氏は「黄  
泉坂と黄泉穴は同格となっており、つまり坂が穴となってい  
るのに注目すべきである。(古代人の夢)三頁」と説かれる  
が、原文は別箇の記述と解するべきである、坂は坂、穴は穴

で決して類義語ではない。

⑤ 後藤氏は「考証」で、「菘菜」(ナツナ) とする説を出しておられるが従えない。

⑥ 芸は香草、または物多貌の義があるが後者の場合、茂が一般で、芸が用いられる例は他にみない。

⑦ 例えば秋木氏はこの箇所で、「上に松生ひ苦りて礫に至る」という訓解を示されるが、「礫に生えている松が礫に至る」というのは明白な自己矛盾であるし、「里人の朝夕如往來」についても、「かかると絶壁の地にも実際に人が通つてくることを記した」と注されるが、原文に如とある以上、往來するのは里人であり得ないのは明らかである。加藤氏は「参究」で万葉四三七五番歌を引かれ、松が往來の人の様に見えるのをいった」と説かれ、如の意義を生かされるが、しかし生えている松は至とは言えないし、到る處の丘陵の松はみなそのように見えるであろうから、この箇所必然する解とも言い難い。

⑧ 定本柳田国男全集第十五卷509p.

⑨ この項豊永満子氏教示。

⑩ 簡川を支持されるものとして、例えば水野祐氏「古代社会と浦島伝説」等。網野を支持されるのは「萬葉集新講」阪口保氏「浦島説話の研究」等。

⑪ 比沼麻奈為神社の所伝では、「久次山の頂近く、「大神社」あり、大神鎮座の地として千古不伐の仙境、其の近くに「降神岩」あり、大神が五穀及種々の食物を奉られた机代の石と伝えられる」とある。

⑫ 関敬吾氏「日本昔話大成」2所収、京都府綾部市天女谷の

伝説は、丹波国中郡比波山<sup>ヒナ</sup>の伝説として、「(前略)子供は父がいつも大黒柱を拜むので母に知らせる、天女は柱の埋木穴のあるのを見て、それを取つて羽衣を発見する。天女はもう飛ぶことができず、逃れて丹波の里に住む。(旅と伝説二一三—四三)」という、より本系に近い型を伝える。

⑬ 日本文学研究資料叢書「日本神話」

⑭ 按に、風土記神女の物語は、豊受天降の故事と相因めるものとす。(吉田東伍博士大日本地名辞典比沼麻奈為神社)

⑮ 比治山における原伝承が、後、磯砂山に移したの、比治山麓の開発が進むにつれて更に幽邃な奥地の高山が神降臨にふさわしいと信じられるようになったからであろう。

⑯ ただ、中沢氏の教示によれば、「磯砂山頂には、時として水が溜つて徑十米程になる所がある。しかし沼といえる程のものではない。」「比治山の中腹に、穂井の段という、真奈井の水を移した霊跡と伝える所があるが、ここにも沼らしきものはない」といわれる。

⑰ 「出雲や丹波などにみられる真名井の信仰は霊井でありその所在は決して山上に限るものではなく、海岸でもよい。海産物に恵まれた浜辺で、しかも霊水の湧出す井の周辺に入びとが集まり、うたげを催す場であった。」(水野氏前掲書300p.)

⑱ 「神道大系」による。

⑲ 同氏「古代社会と浦島伝説」下299p.

⑳ 磯砂山麓宇大路の乙女神社は、天から降臨した織女(天女)を祀ると伝える。なお近くに代々安達三右衛門を名乗る旧家があり、風土記にいう、和奈佐老夫の後裔と伝える。なお天女天降りの軸物や、当時の矢、矢壺などを伝来するが、七月七日以外は他の披見を許されない由。(中沢氏教示)

(大谷女子大学教授)